

ヒアリング時に持ち帰りとさせていただいた件への回答

(厚生労働省)

① 項目 55（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）に関連して、ネットカフェ民を含む、まさに今住居に困っている人を支援するような事業はあるのか？

→住まいに困窮している方への支援については、一時生活支援事業による一時的な宿泊場所の確保や住居確保給付金の支給のほか、居住不安定者等居宅生活移行支援事業によるアパート等への入居支援や、入居後の定着支援などにより、安定した住まいの確保を推進することとしている。

② 項目 64（生活困窮者等支援民間団体活動助成事業）について、再公募や追加の補正は考えているのか。

→本事業は令和 3 年度の補正予算により実施しており、既に募集期間は終了している。

既に応募のあった事業によって予算額は全額執行する見込みであるため、追加の募集は予定していない。

→また、本事業は令和 4 年度の事業実施のために活用いただけるものとなっているため、本事業の実施のために更に補正予算を組むことは現在考えていない。

まずは各団体において適切に事業が実施できるよう、審査等の事務を進めてまいりたい。

③ コロナ禍で困っている人たちが食事支援や医療支援に繋がるような事業はあるのか。

→生活困窮者自立支援制度において、全国に相談窓口を設置し、食料支援や医療支援が必要な方に対し、必要に応じてフードバンクや無料低額診療事業等につないでいる。

→令和 3 年度補正予算において、生活困窮者支援の相談窓口に対して、フードバンクから提供された食料を保管するための倉庫代や相談者へ食料を送る送料代などを補助する事業を創設したところ。